

意見書作成のための討議資料

1) 全体

- ①多くの報告書は案件形成調査段階における環境社会配慮としては、よく書かれていると思われる。
- ②しかしながら、記述内容の質に違いがかなり大きいように思われる。要因の一つとしてプロジェクトステージの違いがあると考えられるものの、その点を踏まえた上での調査の質の向上を図るべきである。
- ③報告書要約版にページ番号がないのでコメントしづらい。今後はページ番号をいれてほしい。概要を要約のみで判断することを考えれば、重要な情報がコンパクトに載せてあることが求められる。また、根拠を掲載すべき。

2) 環境社会配慮項目と環境社会影響

- ①調査報告書の多くは、ジェトロ環境社会配慮ガイドライン、JICA、JBIC などのガイドラインを適宜参照し、チェックリストの全ての項目について記載がなされているが、一部の報告書ではチェックリストに即して行っているかどうか判断できない事例があった。今後は統合される新 JICA スクリーニング様式の活用も考慮していただきたい。
- ②チェックリスト項目は応募者に公開してもよいのではないか。
- ③調査スコープの網羅性を確保するという観点からは、可能であれば、他の調査報告書と同様に、全ての環境チェックリストの項目について、何らかのリファーマーがされたほうが望ましいという考え方もあるかと思われる。その場合は、今後、委託調査会社に対して、報告書の書式を統一するよう指導、指示を検討してはどうか。
- ④項目のチェックに当たり、案件発掘段階での調査において、質問項目がうまくミートしているか、チェックリストの再確認が必要ではないか。
- ⑤環境社会影響に関する情報把握が不足。社会影響の範囲が立ち退きに限定されすぎのものがある。移転以外の社会影響についても調査の対象とすべきである。

3) 他の選択肢との比較検討

- ①全体として比較検討に関する記述が少ない。最低限、事業実施・非実施の比較は必要と思われる。また、より詳しい比較を行わない場合はその理由を明記するべきである。
- ②代替案との比較検討がされていないものがある。また、「プロジェクト実現のための当該国がなすべき事柄」が記述されていないものがある。これらは、今後実施段階の要求をしていく場合に重要と思われるので平成 21 年度以降の調査では、申請者に可能な限り書くよう知らせていただきたい。

4)ステークホルダーからの情報収集等

- ①一部の調査でステークホルダー協議が行われているが、民間からの提案案件であり、先方政府が正式に承認していない段階の予備調査で、こうしたステークホルダー協議は住民をミスリードしないか心配である。
- ②地域住民を含むステークホルダー協議を行ったかどうか不明の事例がある。協議の内容を記載すべき。また、協議を行わなかった場合は、その理由を明記する必要がある。
- ③大規模な立ち退きが予想される場合、当該国の法制度の説明に留まらず、その実施段階で過去においてどのような困難が指摘されてきたかを、文献や簡単なインタビューから明らかにして課題を抽出しておくべき。
- ④先方事業実施機関が開催するステークホルダー協議では、通常影響を受ける人々の代表や NGO の代表が参加して、「利害関係者」間の話し合いとしなければならない。

5)その他

- ①どのような分野の専門家が調査したのか判断できない事例がほとんどであるため、調査の実施者の専門分野を記述してもらう必要がある。
- ②環境社会配慮に関する法制度などに言及しているが、途上国政府行政の最大の課題である“enforcement”(執行強制能力)の状況について、もう少し言及するべきと思われる。
- ③財務分析の指標について様々なデータが使われている。こうした「指標の妥当性」について、財務分析の中で検討を加えてほしい。事業の必要性(需要予測)や緊急性および妥当性について議論する場が、将来的に先方の事業実施機関によつて的確に設定されることが必要と考える。
- ④住民移転が数万人規模で発生しうるとしている案件が含まれており、それらの事業に対する調査内容が他の事業と同等かそれ以下のレベルにある場合がある。こうした案件については、ガイドラインで求められている事項について、契約段階での助言と報告書の精査段階でのチェックをより詳しく実施する体制を検討する必要がある。
- ⑤本調査終了後、案件実現までのスケジュールが適切でないものがある。

以上